

平成30年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	平成30年9月11日(火) 広島合同庁舎1号館付属棟2階13号会議室
委員	森嶋 久雄 (委員長/不動産鑑定士) 伊藤 博文 (委員長代理/税理士) 谷村 吉弘 (客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 川西 澄 (大学院准教授)

I 建設工事等に関する審議

審議対象期間	中国四国防衛局 平成30年3月1日～平成30年6月30日	
審議対象件数	20件	
1. 入札状況について(参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)		
抽出件数	6件	(審議概要)
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件
	一般競争(政府調達協定対象外)	4件
	公募型指名競争	0件
	指名競争	0件
	随意契約	0件
建設コンサルタント業務等	2件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 ○建設工事 【一般競争入札(政府調達協定対象外)】 《見島(29)既設建物解体工事》</p> <p>・2者応募があり、2回目の入札において99.52%の高落札率で落札している。本案件における2者の応札状況・応札額等を説明されたい。</p> <p>・調査資料の提出を求めた結果、A社の様に辞退の意向を示すという事はよくあるのか。</p>	<p>・1回目の入札について、A社の応札価格は予定価格以下であったが調査基準価格を下回ったため落札を保留とし、一方B社の応札価格は予定価格超過であった。A社については施工体制確認のための追加資料の提出を求めたところ、辞退の意向を示したため入札が無効となった。このためB社のみが2回目の入札をおこない、309,000,000円で落札となった。</p> <p>・本資料は、調査基準価格以下でも適切な施工が可能か確認をするため、入札説明書に示した「当該価格入札の理由」「積算内訳書」「コスト縮減額算定調書」「下請業者一覧表」等多数の資料提出を求めたものであるが、作成に時間及び手間がかかるため、辞退の意向を示す業者が大多数である。ただし、提出をする業者が皆無というわけではない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・調査基準価格以下であっても、会社として合理的な応札額であれば資料提出を拒む必要はないと考えるが、作成時間や手間以外に資料提出を拒む理由として何が考えられるか。</p> <p>・通常の解体・撤去工事と比較して割高のように思われるがその理由はなにか。</p> <p>○建設工事 【一般競争入札（政府調達協定対象外）】 《呉（29）潜基隊隊舎改修建築その他工事》</p> <p>・2者の応募があったにもかかわらず、1者は辞退し、結果として99.06%という高落札率になっている。1者が辞退した理由は何か。</p> <p>・本工事の内容から比較的多数の応募者が見込まれるのではないかと考えるが、実際は2者の応募しかなかった。その原因はどのように考えられるか。</p> <p>○建設工事 【一般競争入札（政府調達協定対象外）】 《徳島（29）隊舎改修機械その他工事》</p> <p>・3者応募があり、2回目の入札において99.36%の高落札率で落札している。本案件における3者の応札状況・応札額等を説明されたい。</p> <p>・3者が応札し、その結果の落札率が高くなっているが、これは予定価格が低く設定されているのが要因なのか。</p>	<p>・提出資料の作成に時間や手間がかかることが主要な理由と考えているが、仮に時間と手間をかけて資料を提出しても、それが局側に合理的であると認められるか不明であることや、入札参加者は当方の工事以外にも並行して入札に参加していることがあり、防衛省との契約に固執せず、他の官公庁等との契約を優先するということが考えられる。</p> <p>・本件は山口県萩市から44km離れた見島という離島での工事であるため、機材等の運搬費用、撤去による廃材等の島内から島外の処分場までの運搬費用及び島内での宿泊費用等が経費としてかかるため、割高になる。なお、見島における経費については、解体工事以外の工事でも同様である。</p> <p>・辞退したC社によると、配置予定技術者が、入札当時に担当していた他工事の工期延長のため、本工事に配置することが困難になったことが原因とのことであった。</p> <p>・本件は隊舎内に居住者がいる状態で耐震補強を行う工事であり、新築工事と比較して手間がかかるため、応募者が少数であったのではないかとと思われる。</p> <p>・1回目の入札では3者とも予定価格超過となり、2回目の入札ではD社が辞退、E社が予定価格超過、F社が67,500,000円で落札となった。</p> <p>・本件は既存の隊舎の改修であり、工事中は建物内に居住者がいることから、新設工事に比べて手間がかかるため、入札参加者はあまり値引きを行うことが難しかったのではないかとと思われる。また、従来から徳島で工事を発注した場合、入札に参加しただけの業者数が少なかったという傾向はあった。 予定価格については、積算要領に基づき算定された積算価格を踏まえ、適切に設定している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設工事 【一般競争入札（政府調達協定対象外）】 《美保（29）局舎新設等電気その他工事》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6者応募があり、2回目の入札において99.57%の高落札率で落札している。本案件における6者の応札状況・応札額等を説明されたい。 ・1回目の応札額は予定価格に比して500万円程度の金額差が生じているが、これはどの経費に差が出たものと考えられるか。 <p>○建設コンサルタント業務 【一般競争入札】 《見島（29）局舎等新設土木工事監理業務》（1社応札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札で2回目の入札において99.35%の高落札率で落札している。この度の審議対象の内、本件以外の監理業務については複数者応札であり、落札率から見ても競争性が発揮されているようだが、本件についてはこの様な結果となっているのは何か理由があるのか。 ・本件は「見島（29）局舎等新設土木工事」の監理業務であるが、この落札業者と本件の落札業者の業者名には類似した部分がある。2者の間には何らかの資本的な関係等があるのか。 ・本件の入札・契約状況調書を確認すると価格と技術等の割合が1：1となっているが、これはどのような意味か。 	<p>なお、近年の建設業界の現状は、東日本大震災復興事業及び東京オリンピック等の影響により関東以東に大型発注が偏在しているため、各業者は多数の技術者を関東方面に派遣しており、それが地方の技術者不足の一因となっている。一方で中国四国地方以西では建設業就職者数が減少傾向にあるため、これらの要因が重なったことで地方の業者の人員不足が顕著となり、応札者数の減少につながっているものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の入札では6者とも予定価格超過となり、2回目の入札では5社が辞退、G社が54,540,000円で落札となった。 ・自動制御装置等の機器類において、当方の積算価格と金額差があった。当方が機器類の積算を行う際は、複数者から見積を徴収し安価なものを採用する。一方、入札参加者も見積を徴収すると思われるが、取引先1社からのみ見積を徴収した場合など、当方の金額よりも割高な金額となる場合が考えられる。 ・本件は離島の見島での監理業務であり、交通の便が良くないなど、あまり人気の無い業務である。一方、本業務を落札したH社は平成26年度から継続して本業務を受注しており、今回も参加していただけたと考えている。その結果として1者応札になったものと考えている。 ・本業務を請け負った会社は東京が本社であり、土木工事の受注者は山口県萩市が本社である。2者の社名については類似している部分はあるものの、双方に資本的な関係はない。 ・本件は入札契約方式に総合評価方式を採用しており、技術提案を求めることにより品質向上が期待できる技術的工夫の余地の程度に応じて、価格評価点と技術評価点

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設コンサルタント業務 【一般競争入札】 《中国四国防衛局(30)防衛施設技術審査支援業務》(1社応札)</p> <p>・1者応札・1回目での落札であるが、このような結果となった理由についてどのように考えられるか。</p>	<p>の比率を1:1～1:3の間で選択できる制度になっている。</p> <p>本件については、局内で審議した結果、比較的価格評価点の割合が高く、技術的工夫の余地が小さい、「1:1」を採用したものである。</p> <p>・本業務は、中国四国防衛局が総合評価方式により発注する建設工事の適正かつ円滑な執行を目的として、工事入札参加者から提出される技術資料等の確認・分析・整理等を行うものであり、具体的には、①工事発注資料の作成業務、②競争参加資格及び技術力等の確認・整理業務、③企業による技術提案等の分析・整理業務の3つを行うものである。</p> <p>1者応札となった理由としては、本業務は平成21年度から実施している継続事業であり、一般的な建設コンサルタント業務とは異なるため、技術審査支援業務の実績のない新規参入業者の参加が難しかったものと推測している。</p> <p>他方、過去数回は複数社の競争参加者があった年度もあるため、必ずしも他社が受注できない業務とは考えていない。</p> <p>1回目で落札した理由については、業務価格の積算に必要な「業務の対象となる工事件数」は特記仕様書に明記している。また、「対象工事1件当たりの技術者の人工数」は「防衛施設技術審査業務積算要領」により公表されているため、競争参加者が当方の積算価格と近い価格を算出することは比較的容易であると推測される。</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【報告事項】 ○低入札事案について（0件） ○不調事案について（0件） ○指名停止等の措置状況について（2件）	
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
工事 談合情報	0件	
点検結果疑義	0件	
業務 談合情報	0件	
点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし	なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審 議 概 要	なし	
<input type="checkbox"/> 委員からの 意見・質問 <input type="checkbox"/> それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	なし
<input type="checkbox"/> 委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数	0 件	(備考) なし	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公 募 型 指 名 競 争		0 件		
	指 名 競 争		0 件		
	随 意 契 約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等
<input type="checkbox"/> 委員からの 意見・質問 <input type="checkbox"/> それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問		回 答	
<input type="checkbox"/> 委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容		なし		なし	

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：航空自衛隊（抽出案件及び内地米）及び海上自衛隊（内地米のみ）

審議対象期間	航空自衛隊 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	
審議対象件数	2,664 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	21 件	(審議概要) 「抽出案件」 ・一般競争契約 ・随意契約 「内地米」 ※航空及び海上自衛隊の共通案件であり、左記の件数外である。
一般競争	19 件	
指名競争	0 件	
随意契約	2 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【一般競争契約】 ①-1 《美保通信所電気需給》 ①-2 《美保基地 電気需給》 落札率及び応札者数 ①-1 100% 1者 ①-2 89.23% 2者</p> <p>・①-1及び①-2については、同じ入札日で契約相手方も同じであるが、①-1は1者応札で落札率100%、①-2は2者応札で落札率89.23%となっており、応札状況に差異が見られる。これらの応札状況及び違いが生じた理由について説明されたい。</p> <p>・①-1及び①-2ともに2者応札してもらうことは無理だったのか。</p> <p>【一般競争契約】 ①-3 《電力供給（山頂地区）》 ①-4 《電力供給（運用局舎地区）》 ①-5 《電力需給（庁舎地区）》 落札率及び応札者数 ①-3 100% 1者 ①-4 100% 1者 ①-5 95.09% 2者</p>	<p>・予定価格は公表価格であるA電力の約款を元に算出しているが、①-1はA電力の1者応札となり、約款価格どおりの応札をしたため落札率100%となったが、一方で2者の応札があった①-2はA電力が約款価格よりも低い値段で応札し落札している。 なお、①-1に他の業者が応札しなかった理由は①-2よりも契約電力が低かったためと考えている。</p> <p>・本案件の29年度契約分は競争相手が特定規模電気事業者のB電力であるが、電力供給量に限界があるため①-2のみに応札を絞ったものと考えている。 なお、30年度契約分については一般電力事業者であるA電力とC電力がいずれもが応札し、どちらも競争性が働いた。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本件の電力供給についても、同一入札日かつ同じ契約相手方であるにも係わらず、応札状況に同様の差異が見られる。これらの応札状況について説明されたい。</p> <p>・A電力は、応札業者数に応じて応札額の対応を変えているようだが、応札時に複数応札か1者応札がわかるのか。入札会場で確認しているのか。あるいは入札前に応札望業者からA電力に対して何らかの問い合わせでもあるのか。</p> <p>・公告から開札までの間に、応札してきた業者数を公表できないのか。</p> <p>【一般競争契約】</p> <p>①-6 《航空自衛隊防府北基地で使用する電力》</p> <p>①-7 《防府南基地における電力料金》</p> <p>落札率及び応札者数</p> <p>①-6 90.61% 2者</p> <p>①-7 86.98% 2者</p> <p>・本件の電力供給については、同じ入札日で契約相手方も同じであるが2者応札であった。応札状況を説明されたい。</p> <p>・A電力は、応札業者の存在をどの時期で知ることができるか。</p>	<p>・①-3及び①-4はA電力の1者応札で、約款価格どおりの応札をしたため、落札率100%で落札したが、①-5は2者応札であったため、A電力が約款価格以下の金額で応札し落札をしている。</p> <p>・本件の応札はいずれも郵便入札で行われたので入札会場で応札相手を確認して入札したものではない。</p> <p>また、他の業者がA電力に問い合わせをこななくても、A電力以外が落札した場合はスムーズにその業者に切り替えられるようになっているため、事前の問い合わせによりA電力は他に応札者がいるかどうかは知りえないとの回答を得ている。</p> <p>ただし、周辺の官公庁等の入札状況等の動向は十分に調査していると考えている。</p> <p>・現行の会計法規の解釈ではそのような入札方法は実施できない。</p> <p>・本件は、A電力及びB電力の2社応札で、B電力は郵便入札での参加であった。予定価格はA電力の約款を元に作成した。落札業者はA電力で、入札金額は企業努力により約款よりも安価での落札となった。</p> <p>・入札日当日である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【一般競争契約】 ②-1 《英語教育部外委託》 ②-2 《英語教育の部外委託》 ②-3 《英語教育の部外委託》 落札率及び応札者数 ②-1 100% 1者 ②-2 83.96% 4者 ②-3 69.12% 4者</p> <p>・1者応札の②-1については落札率100%、競争契約の②-2及び②-3についてはそれぞれ4者応札で落札率83.96%、4者応札で落札率69.12%となっている。これらの契約の相違点はどのようなところにあるのか説明されたい。</p> <p>・②-1については、過去において複数応札があったこともあるのか。</p> <p>・本件の落札業者は他の業者が応札するか否か調査しているのではないか。</p> <p>【一般競争契約】 ③-1 《車両外注整備》 ③-2 《市販型車両外注整備》 落札率及び応札者数 ③-1 100% 1者 ③-2 66.67% 2者</p> <p>・両案件ともF社の落札となっているが、③-1は1者応札で落札</p>	<p>・②-1は、当初2者が応札の意思を表していたものの、実際には1者応札となり、落札率が100%となった。入札後に応札しなかった業者に確認したところ、総合的に判断した結果入札を見送ったとのことであった。予定価格は前例価格及び業者への価格調査を実施して決定している。ここ数年、落札単価は同様の価格で推移しており、100%であるものの、適正な価格と考えている。</p> <p>・②-2及び②-3は1本の要求であり、6項目の要求仕様を「単価決定」方式で4者が入札したところ、D社が5項目、E社が1項目落札した。なお、予定価格は業者見積による市場調査価格を採用した。</p> <p>・応札業者は多い時でも2者まである。近隣に英会話の業者が少なく、かつ基地まで出向いて教育を実施できる業者は限られているため、1者応札となる時もある。</p> <p>・②-1については、近隣で同類の入札が無いので事前に調査することは難しいと考えている。落札した業者は開札にも立ち会っており、競争相手がいた中で応札した年度もあるが、落札単価は変わっていない。</p> <p>・②-2及び②-3については、地域的に参入業者が限られるため、推測可能と考える。</p> <p>・本件は、防府北及び南基地が保有している車両について、定期点</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>率100%、③-2は2者応札で落札率66.67%となっている。これらの契約の相違点はどのようなところにあるのか説明されたい。</p> <p>・ 応札業者は例年この2社であるか。</p> <p>【一般競争契約】 ④-1 《重油外》 ④-2 《重油外》 ④-3 《重油外》 ④-4 《重油外》 ④-5 《重油外》 ④-6 《重油1種2号(バルク)》</p> <p>【随意契約】 ④-7 《重油1種2号》 落札率及び応札者数 ④-1 98.53% 1者 ④-2 95.28% 1者 ④-3 97.69% 1者 ④-4 98.75% 1者 ④-5 98.80% 1者 ④-6 96.80% 2者 ④-7 100% 2者</p> <p>・ 各案件の入札方法、応札状況及び応札額等を説明されたい。</p>	<p>検を行う契約である。予定価格は業者見積による市場調査を実施し、前例価格との妥当性を比較し決定した。</p> <p>③-1については入札の際にF社が市場調査時と同額で応札したため、落札率が100%となった。</p> <p>なお、本件は当初2者応札の予定であったが、参加を予定していた業者が入札開始時間に間に合わなかったため、1者応札となったものである。</p> <p>③-2については、2者応札で競争性が発揮された結果と考える。</p> <p>・ 業者開拓に努めているものの、現状はこの2社のみである。</p> <p>・ ④-1、④-3、④-4及び④-5は見島分屯基地で使用する重油の調達であるが、当該基地は離島であるため、島外の業者の応札額には運搬費等の費用が別途必要となる。よって、応札しても落札が困難な状況が考えられるため、結果として島内のG社による1者応札になるものとする。</p> <p>それ以外は本土での調達であるが、④-2は一般競争で1者が応札、④-6は一般競争で2社が応札、④-7は少額により随意契約で2社より見積を徴収し、各案件ともH社と契約した。</p> <p>なお、本来基地で使用する重油の契約は補給処が実施するが、入札不調により基地契約となった。</p>

	意見・質問	回答						
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 2 者が応札した案件について、参入可能な業者は大体この 2 社か。</p> <p>【一般競争契約】 ⑤-1 《プロパンガス》</p> <p>【随意契約】 ⑤-2 《プロパンガス》 落札率及び応札者数</p> <table border="0"> <tr> <td>⑤-1</td> <td>100%</td> <td>1 者</td> </tr> <tr> <td>⑤-2</td> <td>89.33%</td> <td>1 者</td> </tr> </table> <p>・ 本件は契約実施機関が異なっているものの、⑤-1 が 1 者応札で落札率が 100%、⑤-2 が随意契約で 1 者の見積合わせで落札率が 61.42%となっている。各案件の入札方法、応札状況及び応札額等を説明されたい。</p> <p>・ 見島には応札可能な業者が外にはいないのか。</p>	⑤-1	100%	1 者	⑤-2	89.33%	1 者	<p>・ 業者開拓に努めたものの、対応できたのはこの 2 社のみである。</p> <p>・ 本件は⑤-1 が美保基地、⑤-2 が見島分屯駐屯地の基地内の各施設で使用するプロパンガスを調達する契約である。美保基地については、I 社が 1 者応札で落札した。見島分屯基地については、随意契約により J 社と契約を行った。予定価格については業者見積による市場調査を実施し、前例価格との妥当性を比較し決定した。</p> <p>・ 見島分屯基地は離島であり、プロパンガスを提供できる業者が 1 社である。また、契約金額は企業努力により、島内一般家庭向け料金より割安となっている。</p>
⑤-1	100%	1 者						
⑤-2	89.33%	1 者						

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【共通案件】 《内地米》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度第1回入札監視委員会にて海上自衛隊第1術科学校の「内地米」について審議を行ったが、過去からの契約結果を確認したところ、落札業者に偏りが生じている傾向が見受けられた。当該案件の「内地米」とは、自衛官に対する隊内喫食の際に提供される米等を指し、定期的に契約されるものであるが、同様の契約は陸海空各自衛隊の個々の部隊でも行われており、前述の落札傾向が発生しているのではないかと推察される。よって、本件について各自衛隊の過去からの契約実績を確認したい。 <p>『航空自衛隊質疑』</p> <ul style="list-style-type: none"> 「美保基地」の入札はほぼ固定した2者の応札となっているが、他の業者の参入状況はどのようなになっているか。 新規参入してくる業者は無いのか。 28年度の途中から、それまで100%だった落札率が徐々に下降している理由は何か。 予定価格は毎月変更するのか。 発注数量が少ない月があるがなぜか。 2・3か月分まとめて入札できないのか。 自衛隊で購入する米の品種は全て統一できないのか。 内地米の規格は変更することも可能なのか 	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入は29年度もあったが、美保基地の供給量と落札単価の傾向を考慮した場合、新規参入業者は長続きしない傾向にある。 30年度も積極的に新規参入業者を開拓したが、1回限りの応札であった。 予定価格の積算要領を、より市場価格を反映させたものに見直した結果、落札単価に大きな変動はないものの、落札率が下がった。 毎月固定されたものではない。市場の動向や数量により変動する。 前月に訓練等の予定が入っており通常よりも多く発注したにもかかわらず、結局キャンセル等で在庫を抱えたためである。 実施は可能であるが、訓練等のキャンセルが相次いだ場合、在庫がダブついてしまい効率が悪くなるため、1か月単位の入札としている。 給養職域である程度、基準は示しているが地域特性等もあり、全部隊の品種を統一することは難しい。 要求元部隊に規格表の変更を調整することにより可能である。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>『海上自衛隊質疑』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉地方総監部の内地米（真空パック）については、数回を除いてほぼ1社が落札している状況であるが、この結果についてどのように考えるか。 ・呉地方総監部の調達において落札業者が固定される傾向にあるのは、量を確保するための設備面や、地域性及び業者の規模の大小が原因でこのような結果になるものと推察されるが、どう考えられるか。 ・呉以外の地域においても、落札業者が固定化される傾向にあるようだが、これについてはどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内地米を真空パックする設備を有する業者が呉周辺地域内に限られているため、落札業者が固定される傾向にあるものと考え。 ・呉では陸上部隊以外に水上艦船、潜水艦等を抱える部隊であり、恐らく域内最大の需用者であることから、入札結果がこのようなものになるものと考え。 ・各地域とも過去から内地米の調達を定期的に行っており、米の価格が統制されていた旧政府米の時代においては、官側の要求数量を確保できる業者で落札業者が固定化されていた。このような業者は米の価格自由化以降も、一定量が確保できる業者であるため、比較的安定した価格で入札に参加でき、結果として業者が固定化されることとなるようである。一方、それ以外の業者が落札するケースとしては、スポットで安価な米が確保できた場合に落札していくといった形が大半の様である。

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	・なし。	なし。
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考) なし。	
一般競争		0 件		
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	なし。		なし。	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。			